

奈良県訓令第一号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月一日

奈良県知事 荒井正吾

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

（審査）

第二十四条 法務文書課長は、条例、規則、訓令等公報に登載するもの（前条の規定により公示例文登録台帳に登録された公示例文に係る告示及び公告を除く。）に係る事案及び要綱又は契約に係る事案で法務文書課長が審査を必要と認めるものについては、必要な審査を行い、条例及び重要な規則の制定改廃その他法令に関する重要な事案については、別に定める法令審査会の審査に付さなければならぬ。これらの場合において、法務文書課長は、主務課に必要な資料の提出を求めることができる。

（審査のための回議）

第二十五条 前条の審査に付するときは、法務文書課長に回議しなければならない。この場合において、当該回議は、主務部長に回議し、関係部長又は関係課長に合議した後に行うものとする。